26 日獣発第 273 号
平成 26 年 12 月 25 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

このことについて、平成 26 年 12 月 16 日付け 26 消安第 4579 号、26 食産第 3314 号及び 26 生畜第 1421 号をもって、農林水産省消費･安全局動物衛生課長、食料産業局食品小売サービス課長、食品製造卸売課長及び生産局畜産部食肉鶏卵課長の連名で別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、過日、宮崎県下の肉用鶏飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、家きんの肉又は卵の摂食により、本病が人に感染することは世界的にも報告がされておらず、食品安全委員会のホームページ（http://www.fsc.go.jp）においても、本病の情報を掲載するなど、正確な知識の普及のための措置を講じていることから、農林水産省においても、本病の関係情報を随時ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報提供に努めることとしており、本会においても、当該県産の家きんの肉及び卵の取り扱いに関し、発生県の鶏卵・鶏肉は取り扱っていない旨の不適切な告知や、発生県産であることのみを理由に取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病の正確な知識の普及について、会員に対する周知が依頼されたものです。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　駒田
TEL　03－3475－1601

２６消安第４５７９号
２６食産第３３１４号
２６生畜第１４２１号
平成２６年１２月１６日

公益社団法人日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
食料産業局食品小売サービス課長
食品製造卸売課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、宮崎県下の肉用鶏飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添１、２プレスリリース参照）、現在、宮崎県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月１日付け農林水産大臣公表）等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

家きんの肉又は卵の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ（http://www.fsc.go.jp/）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添３「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「○○県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

公益社団法人日本獣医師会
受付
26.12.19
第 544 号

２６消安第４５７９号
２６食産第３３１４号
２６生畜第１４２１号
平成２６年１２月１６日

別記団体の長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
食料産業局食品小売サービス課長
食品製造卸売課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、宮崎県下の肉用鶏飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添１、２プレスリリース参照）、現在、宮崎県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月１日付け農林水産大臣公表）等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

家きんの肉又は卵の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ（http://www.fsc.go.jp/）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添３「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「○○県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

（別　記）

日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
公益社団法人中央畜産会会長
公益社団法人日本獣医師会会長
公益社団法人日本農業法人協会会長
社団法人全国包装米飯協会会長
公益社団法人日本炊飯協会会長
公益社団法人日本食肉協議会会長
全国食肉事業協同組合連合会会長
公益財団法人日本食肉消費総合センター理事長
一般社団法人日本食鳥協会会長
一般社団法人日本卵業協会会長
全国養鶏経営者会議会長
一般社団法人日本畜産副産物協会会長
日本成鶏処理流通協議会会長
全国たまご商業協同組合理事長
一般社団法人全国鶏卵養鶏団体連合会代表理事会長
公益社団法人日本食肉市場卸売協会会長
東京食肉市場卸商協同組合理事長
一般社団法人日本鶏卵生産者協会会長
全国農業共済協会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人日本種鶏孵卵協会会長
一般社団法人日本養鶏協会会長
協同組合日本飼料工業会会長
日本オーストリッチ協議会会長
日本オーストリッチ事業協同組合組合長
全国飼料卸協同組合理事長
全国精麦工業協同組合連合会会長
公益社団法人畜産技術協会会長
国産鶏普及協議会会長
一般財団法人食品産業センター会長
公益財団法人食品流通構造改善促進機構会長
全国小売市場総連合会会長
日本スーパーマーケット協会会長
オール日本スーパーマーケット協会会長
日本小売業協会会長
日本百貨店協会会長

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会会長
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会会長
全日食チェーン商業協同組合連合会会長
無添加食品販売協同組合理事長
日本生活協同組合連合会会長
日本チェーンドラッグストア協会会長
財団法人食料農商交流協会理事長
全国水産物商業協同組合連合会会長
全国青果物商業協同組合連合会会長
日本果物商業協同組合連合会会長
日本チェーンストア協会会長
協同組合セルコチェーン理事長
一般社団法人日本ショッピングセンター協会会長
全国総菜宅配協会会長
株式会社八社会代表取締役社長
一般社団法人日本フードサービス協会会長
事業協同組合全国焼肉協会会長
一般社団法人日本麺類業団体連合会会長
公益社団法人日本べんとう振興協会会長
公益社団法人日本給食サービス協会会長
一般社団法人日本弁当サービス協会会長
一般社団法人日本惣菜協会会長
日本デリカフーズ協同組合理事長
デリカサプライシステム協同組合代表理事
日本フレッシュフーズ協同組合理事長
協同組合フレッシュフーズサプライ代表理事
エムエスデリカチーム協同組合代表理事
ピザ協議会会長
一般社団法人日本回転寿司協会
公益財団法人食の安全・安心財団理事長
一般社団法人日本加工食品卸協会会長
社団法人日本外食品卸協会会長
全国給食事業協同組合連合会会長
日本給食品連合会会長
全国中央卸売市場協会会長
全国公設地方卸売市場協議会会長
全国第３セクター市場連絡協議会会長
一般社団法人全国中央市場青果卸売協会会長
一般社団法人全国青果卸売市場協会会長
全国中央卸売市場関連事業者団体連合会会長

全国青果卸売協同組合連合会会長
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会会長
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長
日本エキス調味料協会会長
日本スープ協会会長
日本即席スープ協会会長
全日本菓子協会会長
全国病院用食材卸売業協同組合理事長
日本介護食品協議会会長
日本ベビーフード協議会会長
日本凍結乾燥食品工業会会長
一般社団法人日本冷凍食品協会会長
一般社団法人日本パン工業会会長
一般社団法人日本即席食品工業協会理事長
一般社団法人日本パスタ協会会長
全日本パン協同組合連合会会長
全国製麺協同組合連合会会長
日本プレミックス協会会長
日本フラワーペースト工業会会長
一般社団法人日本冷凍めん協会会長
全国乾麺協同組合連合会会長
全国餃子手づくり協会会長

（別添１）

プレスリリース

平成 26 年 12 月 16 日
農　林　水　産　省

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について

昨日、宮崎県の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が確認されました。これを受け、農林水産省は、本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置して開催し、今後の対応方針を決定しました。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：

宮崎県 延岡市（のべおかし） 北川町（きたがわちょう）

飼養状況：

肉用種鶏（約４千羽）

2. 経緯

(1) 昨日、宮崎県は、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場に立入検査を実施。

(2) 当該肉用種鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。

(3) 現在、当該肉用種鶏について遺伝子検査を実施中。

3. 今後の対応

遺伝子検査結果を踏まえ、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確定した場合、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施します。

1. I 当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、 II 農場から半径 3km 以内の区域について移動制限区域の設定、 III 半径 3km から 10km 以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。

4. 食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。

5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。

6. 宮崎県及び大分県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

7. 疫学調査チームの派遣。

8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。

9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

(1)当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

(2)なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

(3)現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

(4)今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課
担当者：三宅、下平
代表：03-3502-8111（内線 4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL
http://www.maff.go.jp/j/press/

（別添２）

プレスリリース

平成 26 年 12 月 16 日
農　林　水　産　省

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5 亜型であり、本日、疑似患畜であることが確認されました。
また、あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5 亜型であり、本日、疑似患畜であることが確認されました。

現在、NA 亜型については独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において検査中です。

＜添付資料＞

・ 総理指示

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課
担当者：三宅、下平
代表：03-3502-8111（内線 4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL
http://www.maff.go.jp/j/press/

（鳥インフルエンザ事案）

総理指示

○　現場の情報をしっかり収集すること。

○　農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。

○　国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

食品安全委員会
Food Safety Commission

（別添3）

2004年 3月11日
2011年 7月 1日更新

鳥インフルエンザについて（注）
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ（ウイルス）がヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないと考えています。

- ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

（注）高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→〔補足〕参照

☆ わが国の鶏肉や鶏卵については、日々の殺菌・消毒等の衛生管理や発生時の出荷制限等の家畜防疫上の措置が行われています。→〔参考情報〕参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

食品安全委員会
Food Safety Commission

〔補足〕

海外（主に東南アジア等）への渡航の場合は、注意が必要です。

○　海外（主に東南アジア等）ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、病鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。

○　WHO（世界保健機関）は、鶏などの家きん類にH5N1亜型感染が集団発生している地域（東南アジア等）では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理（全ての部分が70℃に到達すること）及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

（注）　最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

食品安全委員会
Food Safety Commission

〔参考情報〕

我が国においては、鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

○ 国産の鶏卵は、卵選別包装施設（GPセンター）で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵・消毒されています。

○ 国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄・消毒されています。

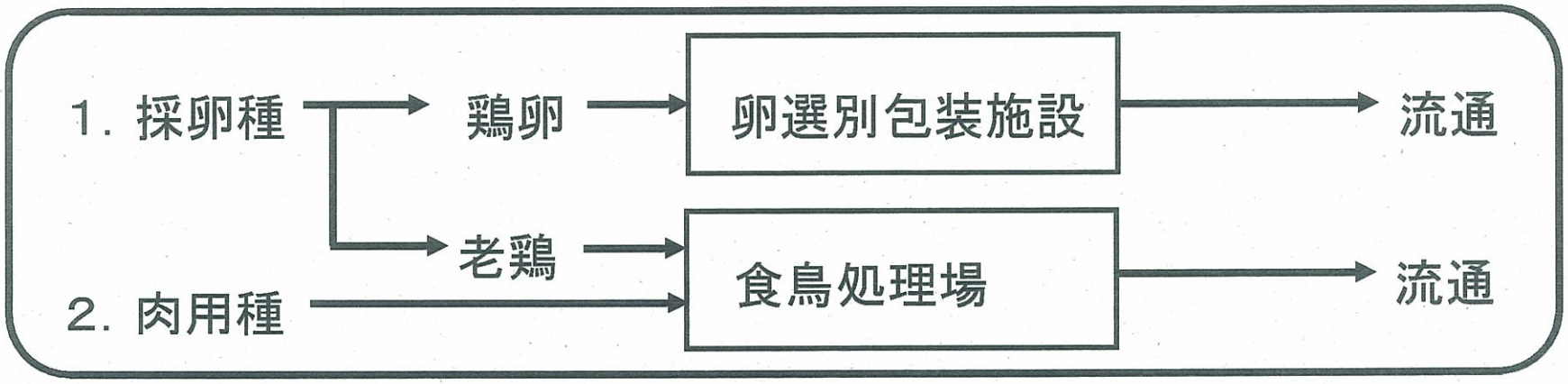

我が国においては、高病原性鳥インフルエンザや低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、鶏や鶏卵の出荷制限等の家畜防疫上の措置が迅速に行われます。